

7 薬 第 933 号
令和 7 年 9 月 5 日

関係団体の長 様

京都府健康福祉部長
(公 印 省 略)

令和 7 年度毒物劇物危害防止運動の実施について（依頼）

平素は京都府の健康福祉行政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただいているところですが、依然として、毒物劇物の不適切な取扱い等による事件・事故が発生しており、毒物劇物を取り扱っている事業所、教育機関、家庭等における適正な管理等が強く求められています。

このため、京都府では、府民の健康保護及び防犯、防災上の観点から、毎年 11 月を「毒物劇物危害防止運動」の期間と定め、毒物劇物の適正使用、保管管理の徹底等について周知等を行い、危害防止を図っています。

今年度につきましても、本運動を実施することとしましたので、趣旨を御理解いただきますとともに、貴関係者に周知いただき、毒物劇物の適正な取扱いと保管管理について再度、徹底していただきますようお願いします。

担当	薬務課審査係
電話	075-414-4788
メールアドレス	yakumu@pref.kyoto.lg.jp